

「第三者行為」とは？

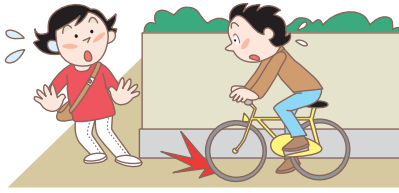
交通事故やけんか、また工事現場の落下物によるケガなど、相手（第三者）によって負傷することを第三者行為と呼びます。その治療に必要な医療費は、原則として加害者が支払う損害賠償金の中から支払われるべきものです。ところが、実際問題として、良心的な加害者ばかりいるわけではありません。そこで、とりあえず必要な治療費は健康保険組合が一時立て替えてもよいことになっています。

第三者行為について ご存知ですか？

第三者行為に該当する場面は？

交通事故だけに限らず、第三者行為に当たるケースは多岐にわたります。

●自動車やバイク、自転車などの交通事故



●飲食店で食べたものが原因で食中毒にかかったとき



- 暴力行為を受けたとき
- 他人のペットに噛まれたとき
- スキーやスノーボードなどの衝突事故
- 工事現場の近くを歩いていて落下物等でケガをしたとき

示談の前にまず相談！

示談のタイミングは決められていないため、事故現場などで簡単に話し合い、当事者同士で事故処理を行った場合でも示談成立*となります。この場合、後日問題が生じた際（後遺障害が発生したなど）に健康保険で対応できない可能性があります。示談後も健康保険が使えるかどうかは、示談内容によって決まります。自己判断で安易に示談せず、その場では相手の情報を記録しておき、示談に関しては後日、ダスキン健康保険組合に相談してください。

※口約束程度の示談でも法的に有効になることがあります。

注意！「全額自己負担」になってしまう示談例

健康保険で治療を受けている間に 示談が成立した場合

被害者が治療費用を含む賠償金を受け取った場合、その日以降は健康保険で治療を受けることができなくなります。症状がはっきりせず、治療が長引いてしまったりしても医療費全額が自己負担になります。

「健康保険で治療を受けているため、 医療費は必要ない」といった内容の 示談をした場合

医療費に関する損害賠償請求権を放棄したことになり、健康保険を使って治療した費用を健康保険組合が請求できなくなります。従って、医療費全額が自己負担になります。

こんなときはどうする？

通勤途中や仕事に ケガをしたとき

通勤途中や仕事にケガをしたときは、健康保険で治療を受けることはできません。**労災保険が適用されます**ので、会社の労災保険担当者または労働基準監督署に連絡し、治療を行ってください。万が一、健康保険（保険証）で治療を受けた場合は、後日、健康保険組合が健保負担分を返還請求することになりますので、ご注意ください。

示談の前にまずダスキン健康保険組合に相談してください。